

原議保存期間	3年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長

警察庁丁運発第120号
平成30年6月13日
警察庁交通局運転免許課長

高齢者講習及び認知機能検査の円滑な実施に向けた取組の強化について(通達)

高齢者講習及び認知機能検査(以下「高齢者講習等」という。)の円滑な実施については、これまでも、「高齢者講習等の効果的かつ円滑な実施について」(平成17年9月22日付け警察庁丁運発第106号)、「高齢運転者交通事故防止対策に関する提言」等を踏まえた高齢運転者による交通事故防止対策の更なる推進について(通達)」(平成29年7月14日付け警察庁丙交企第104号ほか)等により指示しているところであるが、高齢者講習等の対象者(以下「対象者」という。)の増加等により、高齢者講習等の受検・受講待ちがみられ、また、指定自動車教習所等の高齢者講習等の実施機関からも、その負担の軽減を求める声がある。

今後、高齢化の更なる進展に伴い、対象者が更に増加する見込みであり、受検・受講待ち期間の短縮を始めとする高齢者講習等の円滑な実施のための諸対策を一層推進する必要があることから、各都道府県警察にあっては、その実情を踏まえ、実施機関等とも緊密に連携し、当面の間、次のような対策を講じられたい。

記

1 受検・受講枠の拡大等

(1) 地域の対象者数等の分析と受検・受講枠の拡大

地域の対象者数と高齢者講習等の受検・受講枠に隔たりがある場合、対象者が自己の居住地で受検・受講することができず、受検・受講待ちの一因となっている。また、対象者の受講負担という観点からも、必要な受検・受講枠を地域単位で確保することが望ましいことから、市区町村等の地域単位での対象者数と当該市区町村等からアクセス可能な実施機関ごとの受検・受講枠を分析するなどし、地域単位の対象者数及び受検・受講枠の現状の把握と将来の推計を行うこと。

分析等により、地域単位の対象者数に見合った受検・受講枠が確保されていないと認められるときは、指定自動車教習所等の実施機関と受検・受講枠の拡大方策について協議すること。また、既存の実施機関のみでは受検・受講枠の拡大が困難な場合は、都道府県公安委員会による認知機能検査等の直接実施や人材派遣会社、市町村、コー

スを有する交通安全施設等の新たな実施機関の確保についても検討すること。

また、各都道府県警察の実情に応じた対策を計画的に推進するため、地域の対象者数の将来予測等の情報を定期的の実施機関と共有し、諸対策を計画的に進めること。

(2) 実施機関への配慮

実施機関の多くは、指定自動車教習所であるが、その負担を軽減する観点から、コースを必要としない認知機能検査のほか、受講期限等の制約がある臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習について、都道府県公安委員会による直接実施や指定自動車教習所等以外への委託、認知機能検査の公安委員会による結果通知や相談体制の強化等を検討すること。特に指定自動車教習所においては、年末から翌3月末までは繁忙期であることから、実施機関と連携した事前広報など特段の配慮をすること。

また、実施機関は、公安委員会が実施することを前提に積算された手数料を基とする委託料により高齢者講習等を実施していることに配慮し、手数料額と委託料額に不合理なかい離が生じないように、適切な委託料を確保すること。

さらに、今後、消費税率が変更される場合には、委託料の実質的な減額につながるおそれがあることから、消費税率の変更により実施機関の不利益にならないよう、適切な委託料を確保するよう配慮すること。

なお、高齢者講習等の実施に必要な施設等の整備に係る実施機関の負担を踏まえ、実施機関が新規に施設や駐車場等を整備した場合における助成措置のための予算確保に努めること。

2 円滑な予約の促進等

(1) 早期の受検・受講予約の周知

高齢者講習等の通知書は、「高齢者講習及び認知機能検査に関する通知の運用について」（平成28年9月5日付け警察庁丁運発第123号）により、更新期間が満了する日の190日前を目途に普通郵便で送付することとしているが、通知書を受領した段階ではなく、更新連絡書を受領した段階で予約申込みを行っている高齢運転者もみられる。通知書を受領した段階で予約申込みを行うことが促進されれば、更新期間が満了する日まで十分な期間が確保され、また、予約の調整が容易となるなど、受検・受講待ち期間の短縮にも資する。

通知書には、実施機関ごとの受検・受講可能日の情報や早期の予約申し込みを促す旨の注意喚起等を高齢者に分かり易い方法で掲載するとともに、高齢運転者の家族への周知をも念頭に置き、警察のWebサイト、広報誌、新聞、ラジオ等の各種広報媒体を積極的に活用して、実施機関ごとの受検・受講可能日の情報を提供し、早期の予約申込みを促すこと。

なお、更新期間が満了する日までに確実に運転免許証の更新をするためには、通知

書において、高齢者講習等の日時・場所を指定することも効果的であるので、各都道府県警察の実情に応じ、導入を検討すること。

(2) 予約しやすい環境の整備

高齢者講習等の円滑な予約を可能とするためには、受検・受講枠が空いている実施機関に予約申込みがなされるように調整を行うことが効果的であることから、一元的な予約窓口の構築、予約・問合せ等に関する専用の相談窓口や相談電話の設置等、予約しやすい環境を整備するとともに、各都道府県警察の実情に応じ、こうした事務に専従可能な職員を配置すること。

なお、予約の調整のために必要な経費については、手数料の標準に積算されているところであり、システムの構築を検討すること。

(3) 問合せがあった場合の対応

高齢者講習等の予約に関する問合せがあった場合は、高齢者の移動の利便性に配慮しつつ、受入れ可能な実施機関を教示するとともに、必要に応じて仮予約を行うなどすること。

また、問合せに迅速に対応するためには、都道府県公安委員会が管下の各実施機関における受検・受講枠の空き状況を一元的に把握することが前提となることから、前記2(2)のシステムを活用するなど、当該空き状況を把握できる体制を構築すること。

(4) 認知機能検査から高齢者講習への円滑な移行（75歳以上の対象者の場合）

認知機能検査の結果判定後の高齢者講習の予約申し込みの促進を図るためには、認知機能検査の判定結果の速やかな通知が必要である。

認知機能検査の判定を早期に行う環境を整備し、高齢者講習等の通知書の送付（当該通知書を送付しない場合は、受講すべき高齢者講習の区分等の通知）を早期に行うなど、認知機能検査から高齢者講習への円滑な移行に配慮すること。

また、認知機能検査の結果通知に係る事務については、実施機関の負担の軽減を図る観点から、各都道府県警察の実情に応じ、公安委員会による結果通知の実施や結果通知後の相談体制を確保をすることについても検討すること。

3 更新期間が満了する者への対応

(1) 相談・問い合わせ窓口の確保

更新期間が満了する日までの期間が切迫してから、高齢者講習等の予約申し込みをする者（以下「切迫者」という。）に対する相談・問い合わせ窓口を確保すること。

(2) 更新期間内の更新

切迫者が更新期間が満了する日までに更新できるよう、都道府県公安委員会による直接実施や実施機関における受検・受講枠の拡大等に努めること。

4 運用の改善

高齢者講習等に関する対象者の意見・要望の把握に務め、意見・要望を踏まえた運用

の改善に努めること。

また、指定自動車教習所等の実施機関の負担の軽減を図るため、報告等の合理化を図ることも重要であり、「行政手続きコスト削減に関する要望への対応について」（平成30年1月31日付け警察庁丁運発第17号）により指示した行政手続きコスト削減に向けた取組を積極的に進めること。

なお、高齢者講習等の制度に係る都道府県警察への意見・要望については、警察庁に適宜の方法で報告されたい。